

放置自転車をなくし、



環境にも優しく、手軽で便利な交通手段である自転車。自転車駐車場など決められた場所以外に止めると放置自転車となり、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両などの通行を妨げるなど、住環境の悪化の原因となります。特にお年寄りや子ども、障害を持った人などにとっては大変危険で迷惑となり、また、災害時の救急・消防活動などにも支障が出ます。

自転車のルールを認識し、決められた自転車駐車場を利用しましょう。

放置自転車は移動、保管します

自転車駐車場以外の場所に置かれ、利用者がすぐに移動することができない自転車を放置自転車といいます。これは長期間置かれた自転車だけではなく、通勤通学のため駅前などに置かれた自転車や買い物などのために一時的に置かれた自転車も含まれます。

市ではこのような放置自転車による問題を解消するため、市内6駅周辺に整理員を配置し、巡回しながら、放置自転車に対する警告、自転車駐車場への誘導などを行っています。また、八千代台・勝田台・八千代緑が丘・八千代中央各駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、放置自転車の即日移動・保管を行っています。

ワイヤー錠などでフェンスやポールにつながれ、移動・保管の妨げになる場合は、ワイヤー錠などを切断した上で移動・保管を行っています（ワイヤー錠などの補償はしません）。

放置自転車は減少傾向にあります。17年度には年間8,000台以上あった移動・保管台数が、24年度には約4,000台までに減少しています。

放置自転車を発見したら

放置禁止区域外で放置自転車を発見したら、

盗難自転車の可能性がありますので、警察に連絡してください。場所によっては、危ないからと別の場所に自転車を移動してしまうと、移動させた人が放置したとみなされることもありますので注意しましょう。

なお、私有地や私道に放置された自転車の撤去は行っていません。その土地の所有者の責任で対応をお願いします。

自転車の返還は保管所へ

移動された自転車は、保管所（3ページの地図参照）に行き取り取ってください。

防犯登録をしてある自転車や住所・氏名の分かる自転車は文書で引き取り通知を送付しています。引き取りには住所・氏名を確認できるもの（免許証・健康保険証など）、自転車の鍵、移動保管料1,050円が必要です。また、家族などが代理で引き取りに来る場合は、代理人の身

分証明書も必要です。

保管期間は保管の告示がされた日から2か月間です。保管期間を過ぎた自転車は処分しますので、期間内に引き取りに来てください。

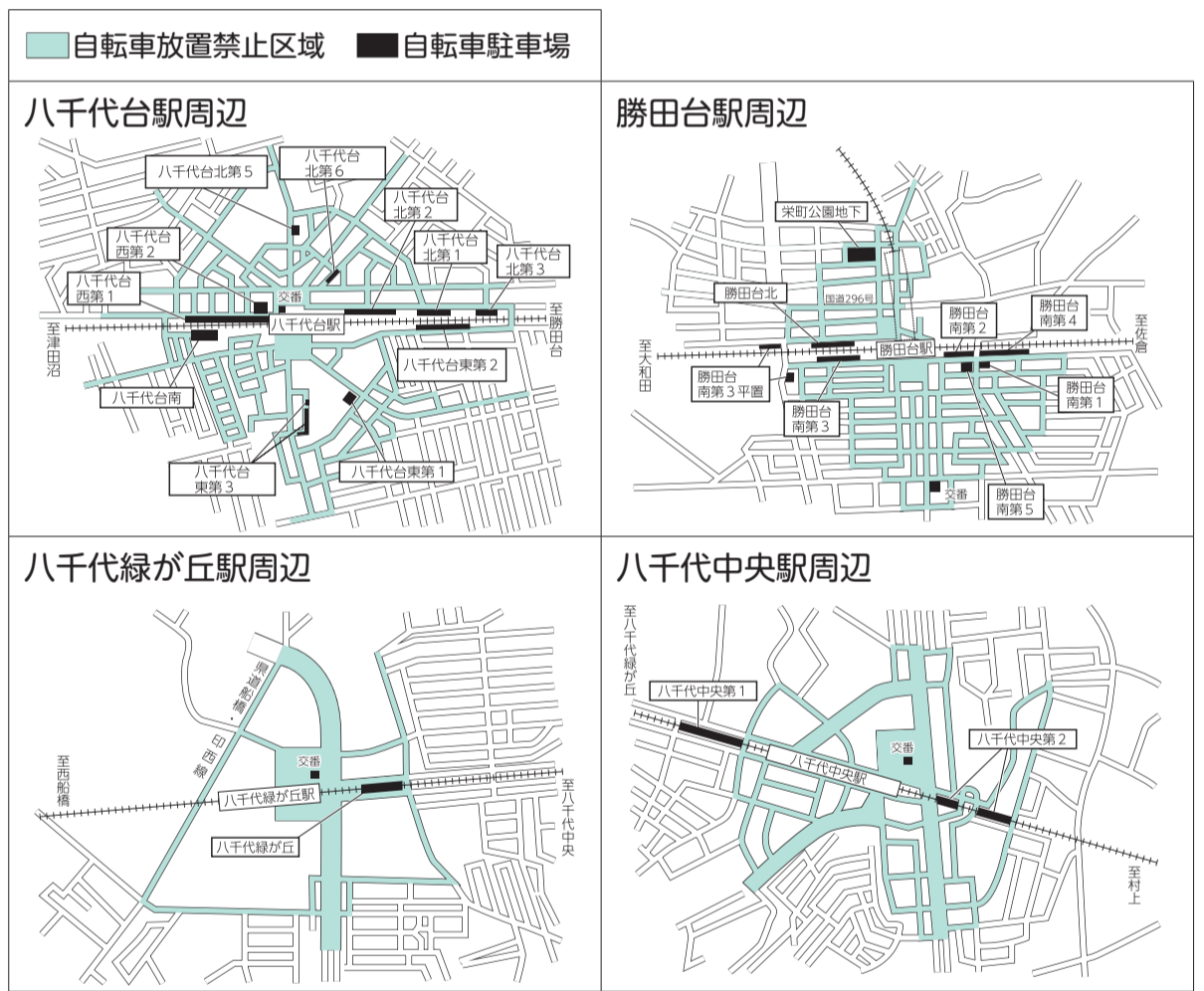
移動・保管された日より前に盗難に遭った自転車で、警察へ被害届が受理された場合は、移動保管料を免除することがあります。保管所の係員に被害届の受理日と受理番号、盗難に遭ったときの状況を伝えてください。

自転車を購入した時は防犯登録し、盗難に遭った時は必ず警察に被害届を出してください。

自転車のリサイクル

保管した自転車の中で保管期間を過ぎても引き取りがなく、状態が良いものについては、千葉県自転車軽自動車商協同組合習志野八千代支部で整備をし、リサイクル販売を行っています。

▶問い合わせ 若狭オートサイクル☎482-5912（勝田台2-18-1）



募集 梨、枝豆・黒大豆、さつまいもの収穫体験の参加者

参加を希望する人は、農業交流センター☎(406)4778へ（受け付け時間 午前9時～午後4時、第2月曜日休館）

■梨収穫体験 ▼収穫時期 8月16日(金)～なくなり次第終了 ▼場所 近隣の梨園 ▼費用 1キログラム800円(入園無料) ▼申し込み 電話で同センターへ

■枝豆・黒大豆収穫体験 ▼収穫時期 枝豆として収穫：10月10日(木)～30日(水)、黒大豆として収穫：12月10日(火)～24日(火)頃 ▼場所 農事組合法人米本 ▼費用 2000円(17株程度) ▼申し込み 9月7日(土)～13日(金)に費用を添えて同センター事務室へ

■さつまいも収穫体験 ▼収穫時期 9月20日(金)～10月15日(火)頃 ▼場所 島田体験農場 ▼費用 1000円(10株) ▼申し込み 9月1日(日)～8日(日)に費用を添えて同センター事務室へ

募集 八千代医療センター運営協議会の市民委員

八千代医療センターでは、同センターの運営に市民や地域の医療関係者などの意見を反映させるため、市民委員を募集します。

▼応募資格 市内在住の成人で地域医療に関心があり、平日・夜間の会議に出席できる人 ▼募集人数 2人 ▼任期 10月1日～27年9月30日 ▼選考内容 作文など ▼応募方法 「私が考える地域医療」と題した400字程度の作文と、住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・職業を書いた用紙(A4サイズ、様式自由)を、8月31日(土)必着で〒276-18524大和田新田477-96東京女子医科大学八千代医療センター業務管理課☎(450)6000へ郵送 ※応募書類は非公開で返却しません

出席する結婚披露宴の祝儀 ④政治家本人が自ら出席する葬式・通夜の香典 ②の補償のうち、食事や食料を提供することは罰則の対象となります。③④に当てはまる場合でも、選挙に関してなされた場合や、一般的な社交の程度を超えている場合は、罰則の対象となります。また、政治家以外の人が政治家名義の寄附をすることも罰則の対象となります。【禁止される寄附の例】▼お中元やお歳暮を贈ること ▼開店祝いに花輪などを贈ること ▼祭りや地域の集まりなどに寄附金を出したり、酒などを贈ったりすること

●政治家に対する寄附の勧誘や要求の禁止 有権者が政治家に対し寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。政治家を威迫・脅して、無理にやらせることとして要求をすること、政治家の当選や被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすること、政治家名義の寄附を求めることは罰則の対象となります。

●その他の禁止行為 次のような行為も禁止されています。▼後援団体が選挙区内の人に対し寄附を行うこと ▼時候のあいさつ状を出すこと(答礼のための自筆によるものは除く) ▼あいさつを目的とする有料広告を掲載すること (選挙管理委員会)